

同志社女子大学奨学寄付受入要綱

2008年1月16日制定

2010年2月10日改正

2016年2月10日改正

(対象)

第1条 本学学術情報部において研究奨励の目的で受入れる奨学寄付（研究助成、研究奨励等名称の如何を問わない）（以下奨学寄付という）の取扱いについてはこの要綱の定めるところによる。

(条件)

第2条 奨学寄付の目的並びに条件が教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究活動の発展に寄与すると認められる場合に限り受入れるものとする。

(申請)

第3条 寄付を申請しようとする者は、所定の「奨学寄付金申込書」に基づき、学術情報部長（以下部長という）を経由して学長に申し出るものとする。

(通知)

第4条 学長が奨学寄付の受入れを認めたときは、部長は直ちに寄付者に対してこれを通知しなければならない。

(納入及び執行)

第5条 奨学寄付の受入れが決定したときは、寄付者は速やかに奨学寄付金を同志社女子大学に納入するものとする。

2 奨学寄付金の執行は、奨学寄付を行った企業・財団等と当該教員との間の契約並びに別途定める奨学寄付金取扱要領に従う。

3 奨学寄付金の執行に伴う事務は、学術情報部学術研究支援課が行う。

4 一旦納入した寄付金は原則として、これを返還しない。

(事務)

第6条 この要綱に関する事務は、学術情報部学術研究支援課の所管とする。

(改廃)

第7条 この要綱の改廃は、学術情報部主任会、常任委員会及び評議会の議を経て学長が決定する。

附 則

1 この要綱は、2016年4月1日から施行する。

2 この要綱の制定に伴い、同志社女子大学学術研究推進センター奨学寄付受入要綱は、2008年3月31日をもって廃止する。